

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁危険物保安室

給油取扱所に関する参考資料の送付について

消防庁主催の「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」（座長：吉井博明東京経済大学名誉教授）における検討を踏まえ、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第 67 号。以下「改正省令」という。）により、給油取扱所における技術上の基準が整備されるとともに、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式制御機器の使用に係る運用について」（令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 87 号）及び「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 88 号）により、具体的な運用等を通知したところです。

これらの通知に基づく運用を行うにあたり、執務の参考とすることを目的に、当該検討会で実施したモデル検証の概要を別紙 1 及び別紙 2 にまとめましたので、情報提供いたします。

なお、改正省令により屋外での物品の販売等の業務が可能となったことに伴い、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」（昭和 62 年 4 月 28 日付け消防危第 38 号）第 4 の 2 イや「給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について」（昭和 62 年 6 月 17 日付け消防危第 60 号）質疑 15 など、従前の基準に基づく運用等は、技術的助言としての効力が失われることにご留意ください。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野、河野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

セルフ給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る実証実験(概要)

1 実証実験に用いられた可搬式制御機器システムイメージ

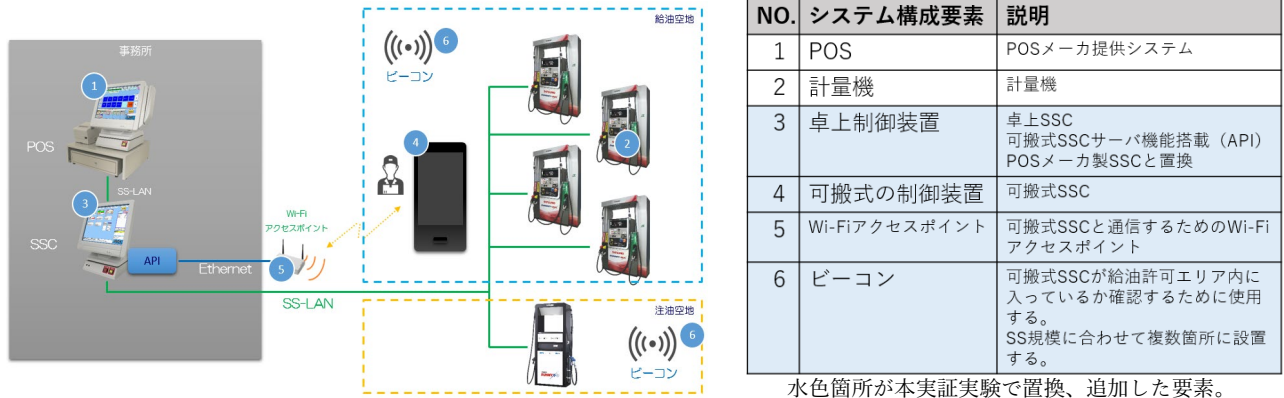


図1 可搬式の制御機器を用いたシステム構成図

2 可搬式の制御機器



図2 可搬式の制御機器の様子 (給油許可前)



図3 可搬式の制御機器 (給油中)



図4 落下防止対策(1)
(左:腕バンド、右:首掛けストラップ)

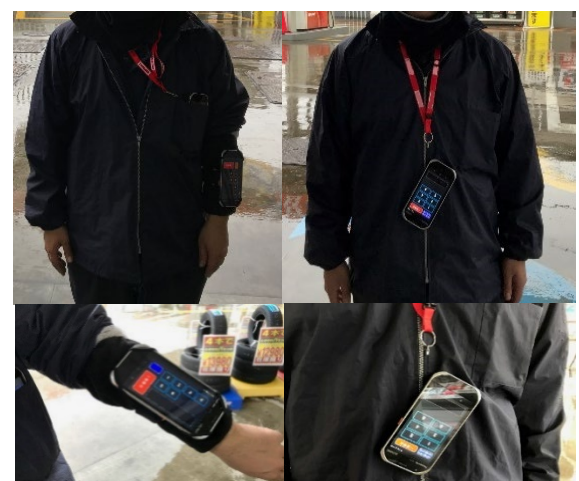


図5 落下防止対策(2)
(左:腕バンド、右:首掛けストラップ)

3 給油許可機能の範囲設定

実証実験においては、ビーコンを用いて給油許可機能の範囲を制限した。

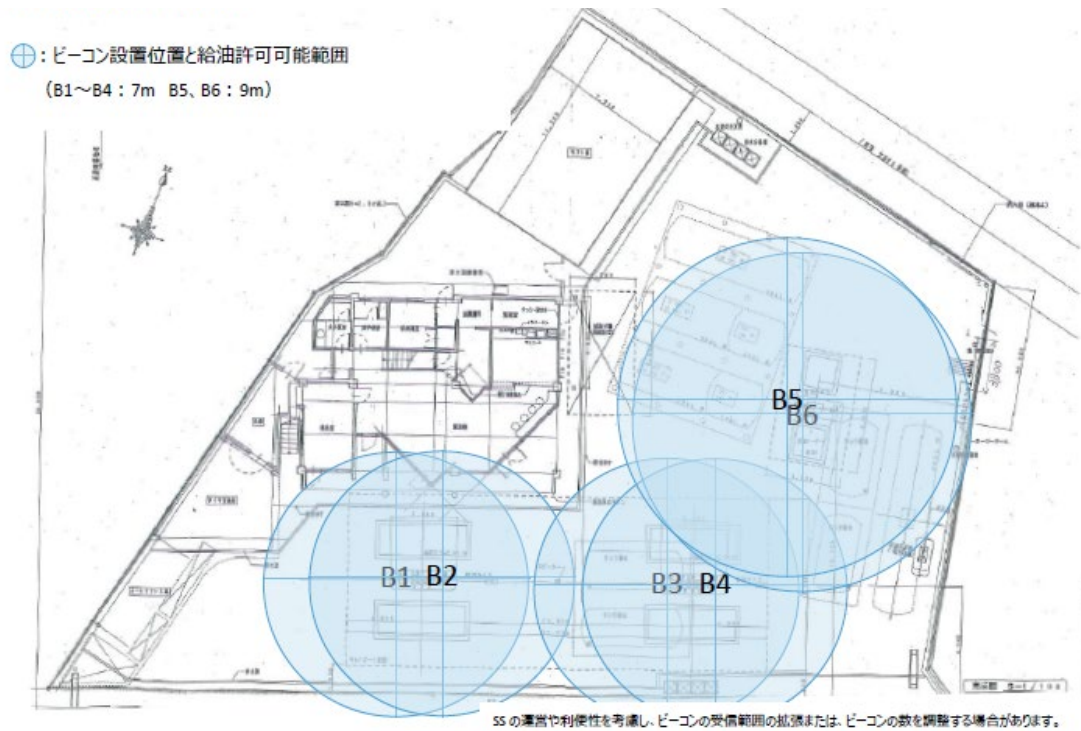


図6 ビーコンによる給油許可機能の範囲設定例（小規模施設）

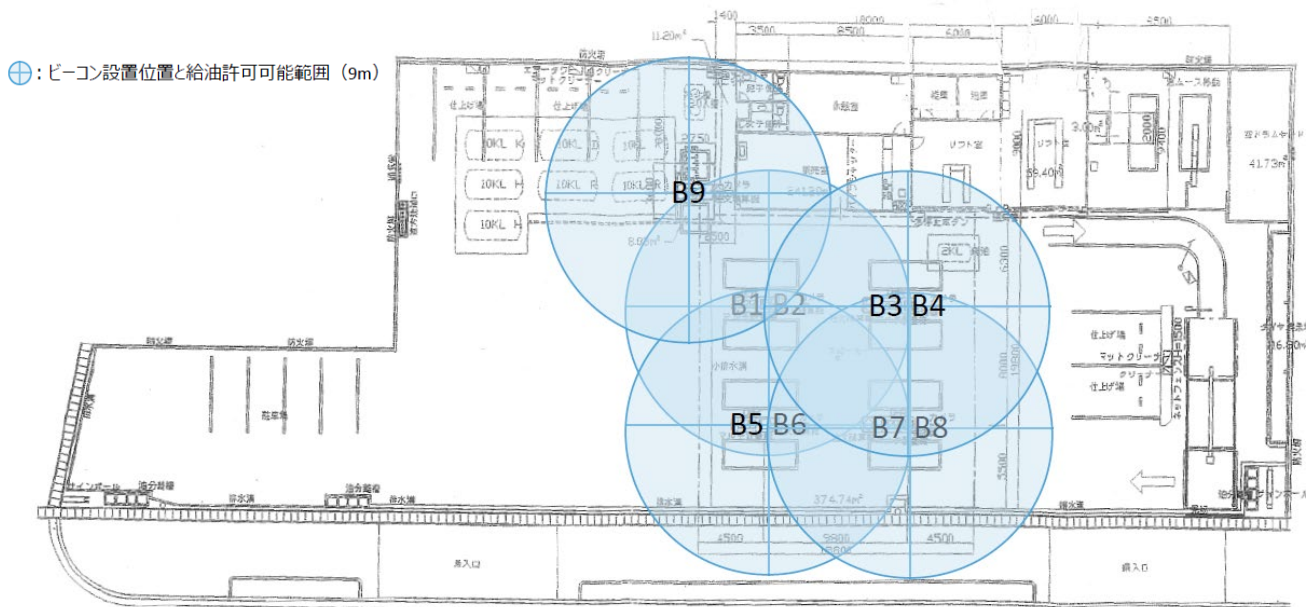


図7 ビーコンによる給油許可機能の範囲設定例（大規模施設）



図8 ビーコン設置位置 (小規模施設)



図9 ビーコン拡大図 (小規模施設)



図10 ビーコン設置位置 (大規模施設)



図11 ビーコン設置位置 (固定注油設備)
(大規模施設)

4 給油停止機能及び一斉停止機能の範囲設定

実証実験においては、Wi-Fiを用いて給油停止機能及び一斉停止機能の範囲を制限した。

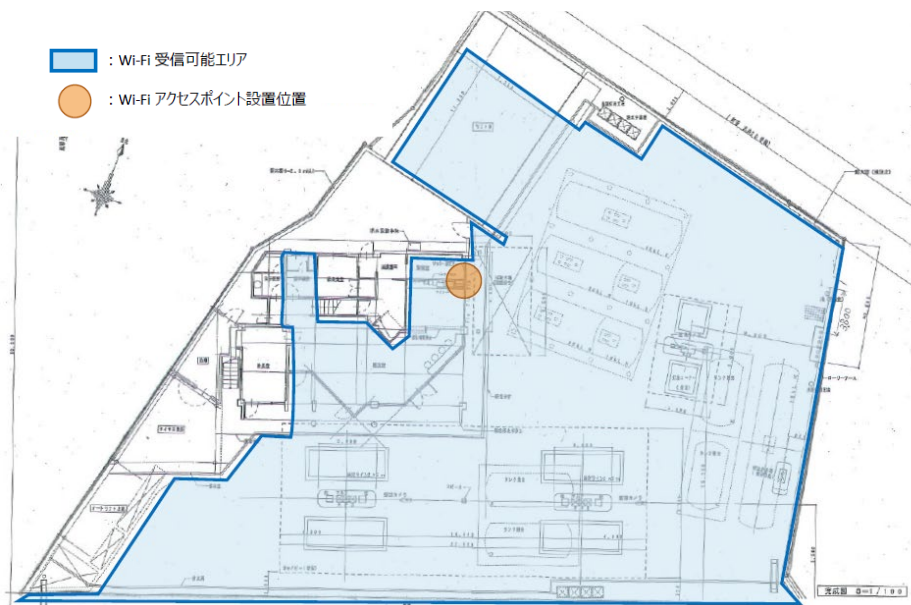


図12 Wi-Fiによる給油停止機能及び一斉停止機能の範囲設定例 (小規模施設)

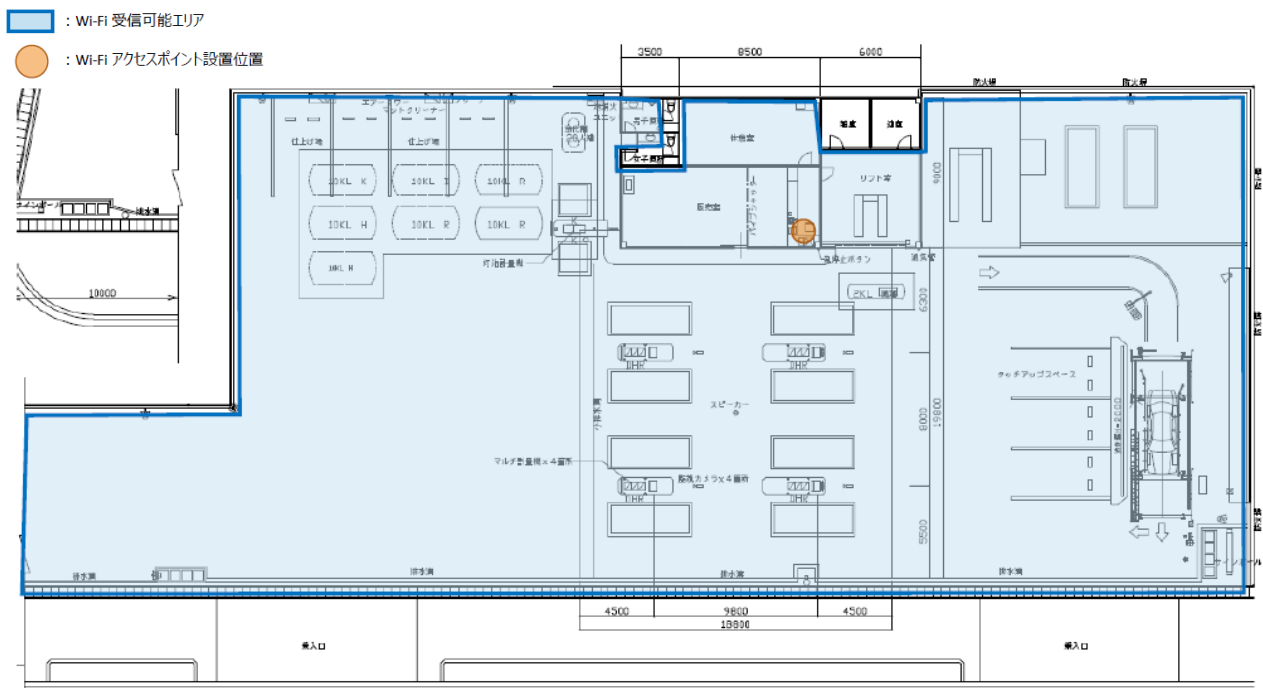


図 13 Wi-Fi による給油停止機能及び一斉停止機能の範囲設定例（大規模施設）



図 14 Wi-Fi 機器（給油停止及び一斉停止）

5 (参考) 実証実験時における様子



図 15 給油許可の様子 (小規模施設)



図 16 注油許可の様子 (小規模施設)



図 17 ガソリン携行缶への詰替え販売の様子 (小規模施設)



図 18 複数台給油車両が来店した様子 (大規模施設)



図 19 固定給油設備周りにおける顧客対応の様子 (小規模施設)

給油取扱所における屋外での物品販売等に係る実証実験(概要)

<屋外販売（タイヤ販売）の例>

1 タイヤ販売実施場所



図1 物品販売場所イメージ

2 タイヤ販売の様子



図2 屋外販売（タイヤ）①



図3 屋外販売（タイヤ）②



図4 屋外販売（タイヤ）③



図5 屋外販売（タイヤ）④



図6 屋外販売（タイヤ）⑤



図7 屋外販売（タイヤ）⑥

3 参考となるポイント

- 防火塀付近におけるタイヤの展示は、防火塀よりも高さ以上に積み重ねない又はガレージ（鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの。）に入れる等、出火・延焼防止対策を実施していた。
- 車両への給油や容器への詰替え等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されていた。
- タイヤを展示していた場所は、人や車両の通行に支障がない場所としていた。

<屋外販売（中古車）の例>

1 中古車販売場所

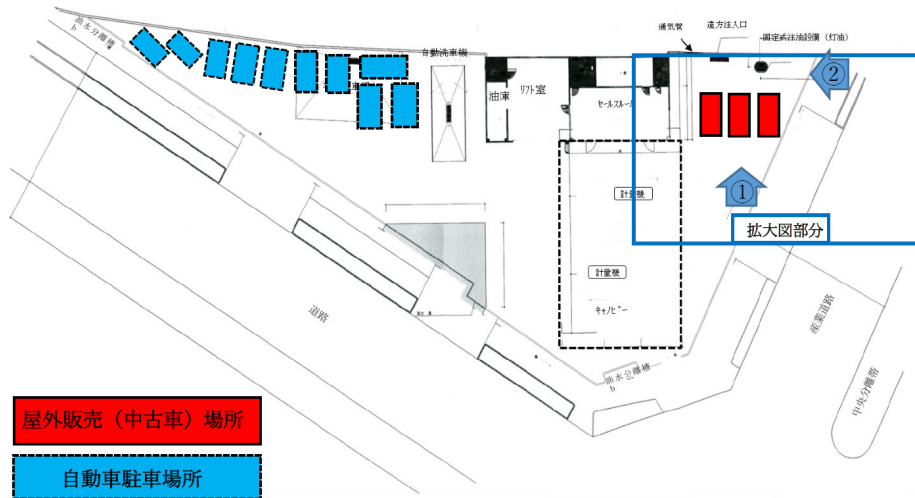


図8 中古車販売場所イメージ

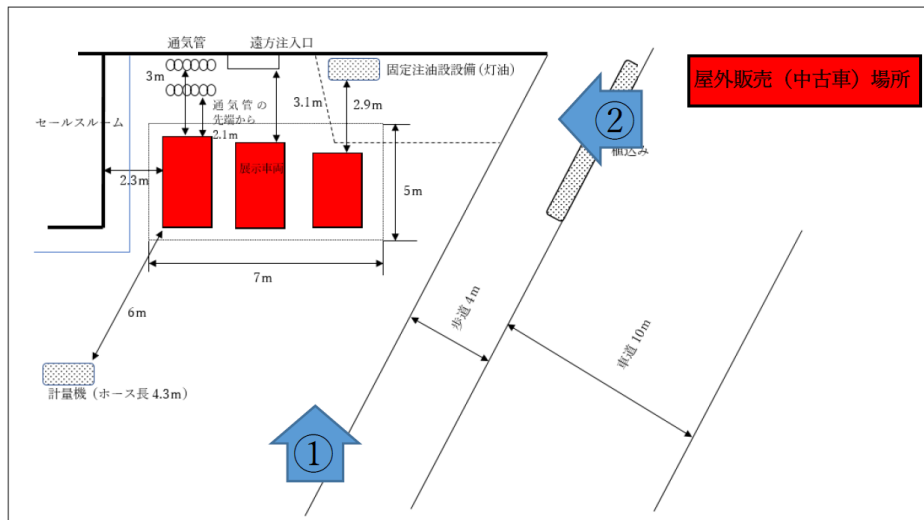


図9 中古車販売場所イメージ（拡大図）

2 中古車販売の様子



図10 中古車販売場所（正面）①



図11 中古車販売場所（後方）②

3 参考となるポイント

- 中古車販売場所は、固定注油設備の前であったが、危険物の取扱い作業（少量危険物貯蔵取扱所（ミニローリー）への荷積み等）を行う際に必要な空間が確保されていた。（図12・13）
- また、中古車販売場所は、移動タンク貯蔵所の荷卸し場所（遠方注油口の前）であったが、荷下ろし作業時には中古車は別の安全な場所へ移動することで、安全な危険物の取扱いが確保されていた。（図14・15）
- タイヤを展示していた場所は、人や車両の通行に支障がない場所としていた。（図16）
- 顧客が中古車を見学した際には、従業員が顧客を誘導しており、安全を確保していた。（図17）



図12 固定注油設備前の作業スペース



図13 固定注油設備における取扱い作業



図14 遠方注油口付近の様子



図15 移動タンク貯蔵所による荷卸し作業



図16 自動車動線の様子



図17 中古車見学を行っている顧客

<カーシェアリング事業の例>

1 カーシェアリング実施場所

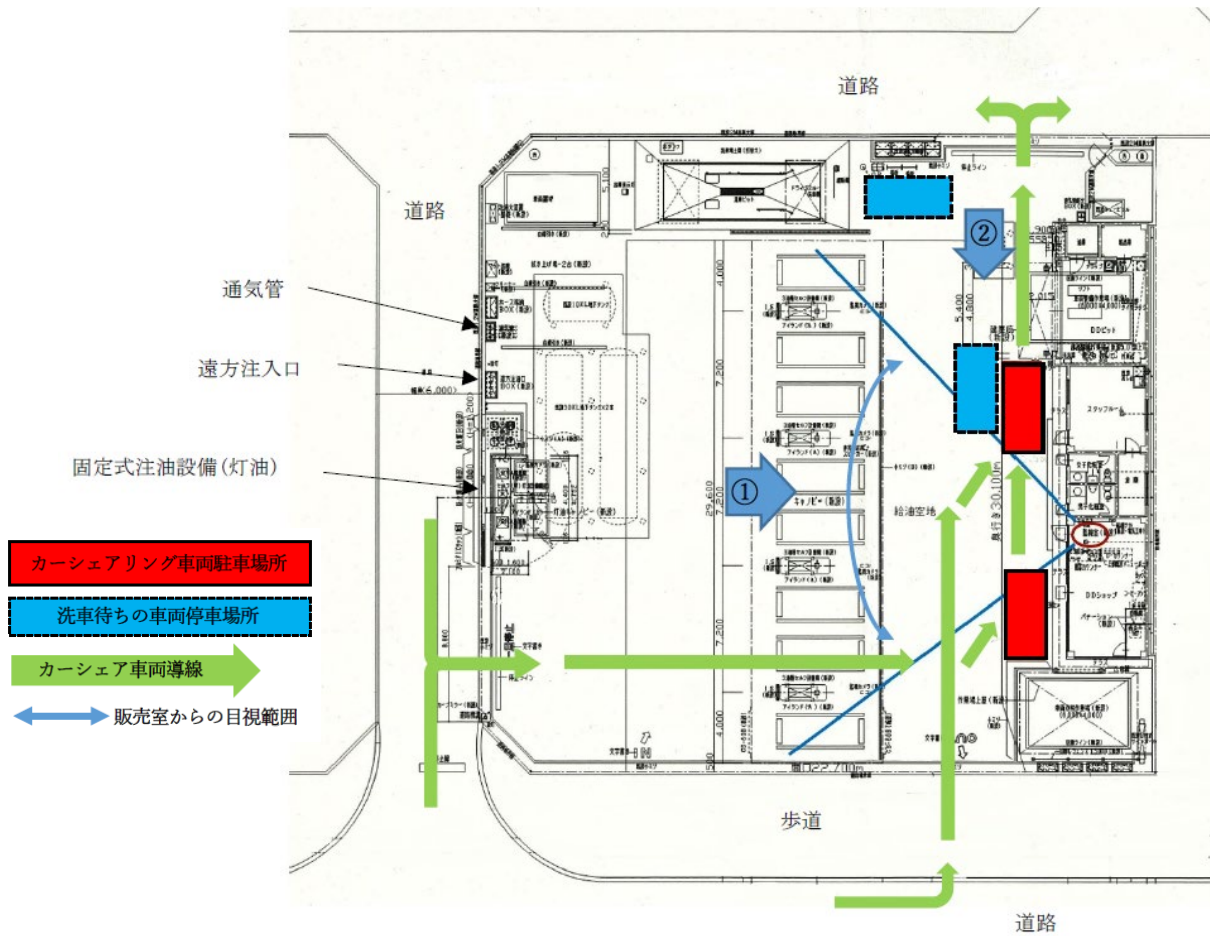


図 18 カーシェアリング事業の実証実験イメージ

2 カーシェアリングの様子



図 19 カーシェアリング車両駐車時①



図 20 カーシェアリング車両駐車時②

3 参考となるポイント

- カーシェアリング車両駐車場所は制御卓（実証実験実施給油取扱所は、セルフスタンドであった。）付近であったが、視認性は確保されており、給油許可等の危険物の取扱い作業に支障はなかった。また、駐車場所を明確にするため、看板やカラーコーン等を設置していた。（図 21～23）
- カーシェアリング車両駐車場所を新たに設置したことにより、洗車待ちの動線に変化があったが、人や車両の通行に支障がなく、安全が確保されていた。（図 24）
- カーシェアリング車両を返却時には、従業員が必要に応じて車両誘導しており、安全かつスムーズに駐車位置への移動ができていた。（図 25）



図 21 監視室からの視認状況(1)



図 22 監視室からの視認状況(2)



図 23 駐車場所の確保策



図 24 洗車待ち車両が並んでいる様子



図 25 SS 従業員による車両誘導